

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障費用に要する経費に充てることとされています。

令和4年度決算における社会保障施策経費の内訳は、下記のとおりです。

(歳入)	・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	102,453 千円
(歳出)	・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	1,103,410 千円

(単位:千円)

項目	事業名	令和4年度 決算	特定財源			一般財源	
			国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
地方単独事業	総合福祉	42,946	0	257	0	6,143	36,546
	医療	201,459	0	60,497	10,251	18,808	111,903
	介護・高齢者福祉	93,135	0	936	20,050	10,382	61,767
	子ども・子育て	156,807	0	169	32,471	17,867	106,300
	障害者福祉	18,139	0	804	0	2,494	14,841
	小計	512,486	0	62,663	62,772	55,694	331,357
国庫補助事業	子ども・子育て	106,287	60,392	22,950	616	3,213	19,116
	医療	122,656	7,725	7,543	0	15,452	91,936
	母子保健衛生	1,764	846	0	0	132	786
	障害者福祉	222,222	110,702	55,148	0	8,112	48,260
	介護・高齢者福祉	132,157	44	0	0	19,010	113,103
	小計	585,086	179,709	85,641	616	45,919	273,201
投資的経費他	保育所施設	5,838	0	0	0	840	4,998
	その他社会福祉施設	0	0	0	0	0	0
	小計	5,838	0	0	0	840	4,998
合計	1,103,410	179,709	148,304	63,388	102,453	609,556	

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。